

# 湖沼水質浄化下水道接続支援事業

平成30年度より下水道への接続補助金制度が変わります

第3期森林湖沼環境税(期間:平成30年度~33年度)を活用し、市町村が行う下水道への接続支援に対する補助を拡充することにより、**霞ヶ浦**の生活排水対策を**加速**します。

## 事業内容

【これまでの補助制度を継続】

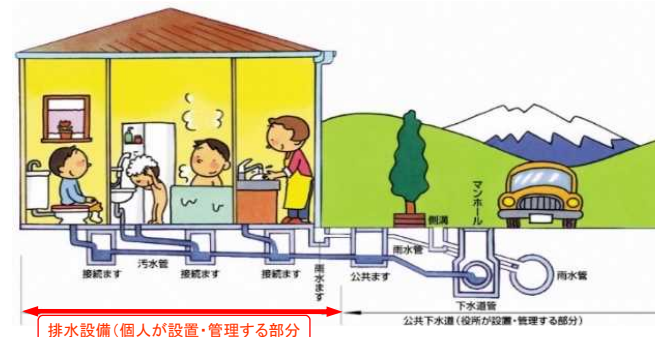
- 対象 霞ヶ浦・涸沼・牛久沼流域内の市町村
- 要件 下水道供用開始後3年以内に接続
- 補助額 2万円/世帯を限度  
(市町村が交付する額の1/2以内)

さらに

- 対象 **霞ヶ浦流域内**の市町村
- 要件 **供用開始後4年目以降も対象**  
(※平成30年度以降供用開始を除く)
- 補助額 「65歳以上の高齢者または18歳未満の児童のいる世帯」のうち世帯年収600万円未満<sup>※1</sup>の世帯に対し、県内平均**接続工事費を全額補助**<sup>※2</sup>します。

※1 世帯年収は目安であり、世帯構成等により異なる

※2 県補助上限額は33万円



排水設備設置状況

排水設備工事費を補助

		霞ヶ浦流域限定	
		<現行>	<拡充>
		供用開始3年以内	供用開始4年目以降も対象 接続工事費を全額補助
県内平均 接続工事費 35万円	個人	31万円	31万円
	市町村	2万円	2万円
		県	県
		2万円	2万円
		個人	個人
		31万円	0万円
		市町村	市町村
		2万円	2万円
		県	県
		2万円	33万円

※市町村補助額2万円の場合

※下水道への接続補助金の申請につきましては、

お住まいの市町村の下水道担当課までお問合せください